

給与の種類	支給条件		支給日	備考																																	
	支給対象者	支給率又は支給額																																			
9 宿日直手当	宿直又は日直勤務等を命ぜられた職員。 宿直または日直……………→ 土曜日の半日直……………→	1回につき 2,000円 1回につき 1,000円	給料の支給日	49 9 1 から改定																																	
10 期末手当	基準日に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員。	(給料+扶養手当) × (期間率)	3月15日 6月15日 12月5日	49 4 1 から改定																																	
	3月1日……………→	50 100																																			
	{ 6月1日……………→	140 100																																			
	{ 12月1日……………→	210 100																																			
11 勤勉手当	基準日に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員。	(給料) × (期間率)	6月15日 12月5日	45 5 1 から改定																																	
{ 6月1日……………→	60 100																																				
{ 12月1日……………→	60 100																																				
12 寒冷地手当 (基準額)	寒冷地の級地別に応じ、基準日に在職する職員。 ただし基準日付をもって退職した者については支給しない。	(1) 基準額	8月10日	49 8 10 から改定																																	
(附加定額)	寒冷地の級地別区分が4級地及び5級地である地域に在勤する職員。	(2) 附加定額																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">級地</th> <th rowspan="2">事項 率分</th> <th colspan="3">定 額 分</th> </tr> <tr> <th>世帯主である職員 扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> <th>その他の職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td>%</td> <td>円 26,800</td> <td>円 17,870</td> <td>円 8,930</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>35</td> <td>円 20,100</td> <td>円 13,400</td> <td>円 6,700</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>25</td> <td>円 16,750</td> <td>円 11,170</td> <td>円 5,580</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>18</td> <td>円 11,390</td> <td>円 7,590</td> <td>円 3,800</td> </tr> <tr> <td>1級地</td> <td>10</td> <td>円 6,700</td> <td>円 4,470</td> <td>円 2,230</td> </tr> </tbody> </table>	級地	事項 率分	定 額 分			世帯主である職員 扶養親族あり	扶養親族なし	その他の職員	5級地	%	円 26,800	円 17,870	円 8,930	4級地	35	円 20,100	円 13,400	円 6,700	3級地	25	円 16,750	円 11,170	円 5,580	2級地	18	円 11,390	円 7,590	円 3,800	1級地	10	円 6,700	円 4,470	円 2,230		
級地	事項 率分	定 額 分																																			
		世帯主である職員 扶養親族あり	扶養親族なし	その他の職員																																	
5級地	%	円 26,800	円 17,870	円 8,930																																	
4級地	35	円 20,100	円 13,400	円 6,700																																	
3級地	25	円 16,750	円 11,170	円 5,580																																	
2級地	18	円 11,390	円 7,590	円 3,800																																	
1級地	10	円 6,700	円 4,470	円 2,230																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">級地</th> <th rowspan="2">事項 率分</th> <th colspan="3">定 額 分</th> </tr> <tr> <th>世帯主である職員 扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> <th>その他の職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td></td> <td>円 17,000</td> <td>円 11,350</td> <td>円 5,700</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td></td> <td>円 8,500</td> <td>円 5,700</td> <td>円 2,850</td> </tr> </tbody> </table>	級地	事項 率分	定 額 分			世帯主である職員 扶養親族あり	扶養親族なし	その他の職員	5級地		円 17,000	円 11,350	円 5,700	4級地		円 8,500	円 5,700	円 2,850																	
級地	事項 率分	定 額 分																																			
		世帯主である職員 扶養親族あり	扶養親族なし	その他の職員																																	
5級地		円 17,000	円 11,350	円 5,700																																	
4級地		円 8,500	円 5,700	円 2,850																																	
13 定時制通信教育手当	定時制または通信制の課程を本務とする教員及び当該課程を置く学校の校長。 (1) 校長……………→ (2) 教頭……………→ (3) 教員及び実習助手……………→	給料月額額の8% 同上 10%	給料の支給日	46 6 1 から改定																																	
14 産業教育手当	農業、工業又は水産の課程を置く高等学校において当該教諭又は助教諭の免許状を有して当該課程の教科を担当する教員又は実習助手(給料の特別調整額の支給を受ける教員を除く)。	給料月額額の10% ただし定時制通信教育手当の支給を受ける者には6%。	同 上	46 4 1 から改定																																	
15 住居手当	① 月額 5,000円を超える家賃等を負担している職員。 (1) 家賃等額……………→ 5,000円を超え11,000円まで (2) 家賃等の額……………→ 11,001円以上 ② その所有に係る住宅に居住して世帯主である職員。	家賃等額 - 5,000円 = 手当額 (家賃等の額 - 11,000円) × 1/2 + 6,000円 = 手当額(9,000円限度) 1,000円(当該住宅が新築又は購入がなされた日から5年を経過するまでの間は1,500円加算)	同 上	50 4 1 から改定																																	
	16 義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員。	等級号給に応じて定額支給(3給料表参照)	同 上	50 4 1 から改定																																